

# 篠山市行政改革大綱

平成 12 年 12 月

兵庫県篠山市

## 目 次

1 . はじめに	1
2 . 背景と目的	1
3 . 計画期間	1
4 . 推進体制	1
5 . 基本方針	1
第1 計画的な行政改革について	
1 . 行政改革大綱の見直し	2
2 . 行政改革推進に当たっての基本的事項	2
第2 行政改革推進上の主要事項	
1 . 事務事業の見直し	2
( 1 ) 事務事業の整理合理化	2
( 2 ) 規制緩和の推進	3
( 3 ) 民間委託等の推進	3
( 4 ) 補助金等の整理合理化	3
( 5 ) 地方分権に対応した簡素効率化と総合化	3
2 . 組織・機構について	3
3 . 定員及び給与	4
( 1 ) 定員管理の適正化	4
( 2 ) 定員適正化計画の見直し	4
( 3 ) 給与の適正化	5
4 . 人材の育成・確保	5
( 1 ) 人材育成の推進	5
( 2 ) 多様な人材の確保	5
5 . 行政の情報化等のサービスの向上	5
( 1 ) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化	5
( 2 ) 行政の情報化等の推進	6
6 . 公正の確保と透明性の向上	6
( 1 ) 行政手続の適正化	6
( 2 ) 情報公開の推進	6
( 3 ) 住民への情報提供	6
7 . 経費の節減合理化等の財政の健全化	6
8 . 会館等の公共施設	7
9 . 公共工事	7
別表 事務事業の基本的評価基準	8
( 1 ) 行政経費	8
( 2 ) 組織・機構	8
( 3 ) 定員・給与	9
( 4 ) 公共施設	9
( 5 ) 単独投資的事業	9
( 6 ) その他事務事業	10
別記 「事務事業の事業別評価」	11

## 1．はじめに

行財政改革については、これまで旧町段階においてその実現のため、推進期間に若干の相違があるものの、おおむね平成8年度から平成13年度を重点期間としての取り組みを進めてきたところである。

篠山市発足を契機として、これらの成果を踏まえながら、さらなる住民サービスの向上とともに、均衡ある篠山市の発展を目指すため、単なる行政の効率性のみを追求するだけでなく、ますます多様化する市民のニーズに対して的確に対応することが求められている。

このような視点から行財政の総点検を行い、新たに平成12年度以降の行政改革大綱及び行財政改革推進の基本方針と具体的方策をまとめた、新しい実施計画を策定する。

## 2．背景と目的

21世紀を目前にして少子、高齢化等の一層の進展、住民の価値観の多様化、環境への関心の高まりなど社会経済情勢が大きく変貌しつつある中で、地方自治の新しい時代としての地方分権が実施段階を迎えようとしている。

このような状況の中で、地方公共団体として自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質に強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築が求められている。

一方では、市税の大きな伸びが見込まれない中で起債発行残高は305億円（平成11年度末）に達するとともに、新たに合併特例債等の発行を予定しているなど、行財政をとりまく環境は極めて厳しい状況にある。

いずれにしても、地方自治の新しい時代を自らが切り拓き市民の期待に応えるためには、市民のまちづくりへの参加意識の高揚と住民参加の機会の提供を図ると共に、新たな視点に立った積極的な行政運営を展開するため、より一層の行政改革の推進が必要となっている。

このため、新たな行政課題に対して的確に取り組むとともに、住民サービスのより一層の向上を図るためには、以下の方針に基づく行政改革を最重点課題として、別に定める行財政改革推進の具体的な方策をまとめた新しい実施計画（計画期間5年）を策定し、行財政改革を積極的に推進する。

また、行政改革の実効性を高めるため、事務事業の選択基準としての評価基準を定めるとともに、公共事業に重点をおいた事後評価としての行政評価システムの導入について検討する。

## 3．計画期間

平成12年度から平成16年度の5ケ年とする。

## 4．推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として篠山市行財政改善推進委員会、行政改革プロジェクトチーム。計画策定の段階における外部からの意見聴取のための組織として、篠山市行政構造改革委員会を設置する。

## 5. 基本方針

### 第1 計画的な行政改革の推進について

#### 1. 行政改革大綱の見直し

- (1) 行政運営全般について常に点検を行いつつ、行政改革大綱の見直しを行い、大綱の充実を図る。

このため、庁内に設置する行財政改善推進委員会を中心として、各種行政委員会はもとより、公営企業を含めた全庁的な取り組みを展開する。

また、各年度の取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定する。この計画においては、定員管理の数値目標を掲げることはもとより、組織管理や補助金等の整理、合理化等の取り組み内容について、可能な限り目標を数値化によって示すなど住民にわかりやすいものとするよう努める。

- (2) 行政改革大綱の見直しに当たっては、住民の代表者等からなる行政構造改革委員会での意見聴取はもとより、議会の意見を求めながら住民の意見を反映するよう努めるとともに、行政改革大綱及び実施計画については、広報への掲載等により住民に公表する。

#### (3) 行政改革大綱等の効果的な進行管理

定員及び給与の状況、財政状況、監査委員による監査結果等の公表に加え、行政改革大綱等の推進状況についても公表するとともに、計画や目標に対しての達成状況を公表する。

監査委員による定期的な行政監査に加え、議会の意見を尊重しながら不断の行政点検によって、行政改革大綱や実施計画に反映させるとともに、その計画的な推進と有効活用を図る。

地域の実態に応じた地域住民の提言を受け取る窓口の設置（目安箱）等により、行政改革の推進等に対する住民の評価や意見を集約し、行政改革に適切に反映する。

#### 2. 行政改革推進に当たっての基本的事項

- (1) 地方自治運営の基本原則に則り、サービス精神と経営感覚の視点に立脚した行政改革を進める。

- (2) 行政改革推進に当たっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢によって、行政運営に関わる全ての職員が自らの問題として住民サービスの向上に努める。

### 第2 行政改革推進上の主要事項

#### 1. 事務事業の見直し

##### (1) 事務事業の整理合理化

行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率や効果等を十分に考慮し事務事業の整理、合理化に努める。

既に計画ないしは着手した事業等であっても必要性、効果等を十分に勘案し、その実施について再検討する。

住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、地方自治体として実施すべき施策の選択と重点化を図る。

住民へのサービス提供や施策の実施に当たっては、可能な限り組織間の横断的な調整を行い、事務事業が総合的に実施できるよう調整に努める。

職員の参加による明確な目標の設定と効果的な進行管理の徹底、提案制度の活用等、民間の発想や手法を導入するなど状況に応じた行政運営プロセスの改善に努める。

## (2) 規制緩和の推進

許認可業務に係る規制については、民間活力の維持向上、住民負担の軽減、行政事務の簡素化等の観点から廃止または緩和等の見直しを行う。

許認可等の事務手続については、住民サービスの向上の観点から可能な限り、簡略化や処理日数の短縮等を図る。

また、住民に求めている押印のあり方についても見直し、廃止を含めて検討する。

## (3) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間委託等による実施が適当な事業については、積極的かつ計画的に民間委託等を実施する。

## (4) 補助金等の整理合理化

各種補助金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査の上、廃止、統合、メニュー化等により抜本的な整理合理化に努める。

補助金等について終期の設定や不断の見直しを行うとともに、削減を含め補助金等の総額抑制に努める。

また、補助金等の新設する場合には既存の補助金等の整理を行うものとする。さらに、補助金等に係る事務については簡素化に努める。

## (5) 地方分権に対応した簡素効率化と総合化

地方分権の推進に伴い、地方自治体が自主的かつ主体的に決定し、処理することのできる分野が拡大されることを踏まえ、事務処理の簡素効率化に努めるとともに、創意工夫により総合的な行政サービスと施策展開を図る。

## 2. 組織・機構について

高齢化、国際化、情報化等による社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応した施策を総合的、かつ機能的に展開するための組織機構として見直しを図る。

組織機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、事務事業を円滑に遂行するため、簡素で効率的な組織機構に見直す。

各種審議会等については実態に即した合理化を図るとともに、組織機構の見直しをすすめる。

阪神淡路大震災の教訓を生かし、住民の命と財産を守るため、危機管理体制の強化を図る。

新市に相応しい機構の再編を行う。部・課の統合で組織の広域化を図り、職務の権限移譲を見直すとともに、係制を廃止した横断的な事務組織の検討を行う。

スタッフ職の職務と位置づけを明確にし、本来の専門性、組織間の調整機能等に機動性をもたせ、横断的な事務組織での活用を図る。

昇任試験制度の導入の検討を行い、若年・女性職員登用等を促進し、職場の活性化を図る。

小学校の適正規模化、中学校の機能充実を図るため通学区域の見直しを行う。

幼稚園の延長保育、2年制を実現し保育園との一元化を検討する。

### 3. 定員及び給与

#### (1) 定員管理の適正化

新規の行政需要の定員管理に当たっては原則として、職員の配置転換による対応とするなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、可能な限り定員の削減を行うなど定員管理の適正化に努める。

なお、定員を削減する一方、臨時職員（事務補助職員）が増加しては問題があるので、臨時職員も含めた定員管理の適正化を図る。

適正な定員管理を推進するため、職種や部門ごとに事務事業を見直し、組織機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を積極的に推進する。

地方分権の推進に伴い、簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努める。

再任用制度の運用は、合併後間がないことから、当面制度の運用にあたっては慎重に行うものとする。

## (2) 定員適正化計画の見直し

定員管理の数値目標を掲げることはもとより組織管理、補助金等の整理、合理化等の取り組み内容についても可能な限り目標の数値化を図りつつ、具体的で住民にわかりやすいものとするよう努める。

定員適正化計画の策定に当たっては、国の定員削減化計画に留意しながら、過去の定員管理の実績、今後の行政需要の動向等を踏まえ、定員モデル、類似団体別職員数の状況を考慮して策定する。

また、公表に当たっては、定員管理の状況及び定員適正化計画の数値目標については、住民が理解しやすいように工夫を凝らせる。

## (3) 給与の適正化

職員間の給与格差の是正を図るため、給料表の見直しなどによって給与水準の適正化に努める。

諸手当について適正化を図るとともに、特殊勤務手当については、支給対象、支給基準等を精査し、制度の趣旨に合致しないものについては廃止を含め抜本的な見直しを行う。

## 4. 人材の育成・確保

### (1) 人材育成の推進

職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定する。

職場における実務研修、職員研修所等における研修、自己啓発等を適切に組み合わせるとともに、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や業務の推進プロセスの改善を行うことにより、総合的な人材育成に努める。

人材育成に当たっては、地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や創造的能力、法制執務能力の向上のため研修内容の充実に努める。

高度で専門的な研修等については、兵庫県や自治大学校、その他の全国的な研修機関を有効に活用する。

職務評価制度と職務級制度を実施し、職員の意欲と自覚を促す。

### (2) 多様な人材の確保

資格取得研修並びに各種の研修会への積極的な参加を進め、スペシャリストの育成により、多様な人材の確保に努める。

福祉、土木等の分野における専門職の確保に努めるとともに、地方公共団体間における専門職の派遣等についても検討する。

## 5．行政の情報化等のサービスの向上

### (1) 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化

行政に対する住民の評価は、窓口や仕事の現場における対応に左右されることから、接遇マナーの徹底、縦割り主義的な対応の是正等、住民との接点における職員の応接の改善に努めるとともに、窓口の一元化（ワンストップサービス）等、住民の利便性の向上に努める。

類似ないし関連した施策や業務の一体的な実施により、住民の立場に立った行政サービスの総合化を図るとともに、効率的な行政運営に努める。

### (2) 行政の情報化等の推進

行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で行政の情報化は極めて重要な要素であることから、情報の取り扱いに関するセキュリティとともに、個人情報の保護に十分配慮しつつ、高度化された情報通信技術を積極的に取り入れ、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化とネットワーク化に取り組む。

ネットワーク化に当たっては、庁内LANの整備、インターネットの活用、各種情報システムの整備、データベースの構築等を推進する。

情報システムやネットワークを活用し、各種申請事務手続の簡素化、迅速化、広域化等を進めるなど、住民の立場に立った行政サービスの向上に努める。

## 6．公正の確保と透明性の向上

### (1) 行政手続の適正化

行政手続条例等の運用の実態を踏まえ、適正化と内容の充実を図る。

また、行政手続条例の対象外となっている事務事業についても条例の趣旨を踏まえた運用を図る。

### (2) 情報公開の推進

情報公開制度の整備を進めるとともに、その運用の実態を踏まえ、その内容の充実に努める。

また、資料のデータベース化等により適正な情報管理に努めるとともに、行政情報の公開のための条件整備を進める。

### (3) 住民への情報提供

行政改革の推進に当たっては、その内容や推進状況について、住民の理解と協力を得ることが重要であることから、行政改革の内容、推進状況等に関する幅広い情報について、過去の実績との対比はもとより、他の地方公共団体との比較を行うなど、可能な限り住民が理解しやすいように工夫を講じた広報を行う。

行政改革等に関する情報提供に当たっては、インターネット等を含め、各種の情報通信手段を活用し、住民が広く情報に接することができるようにするために、住民ニーズの把握と住民への説明に努める。

#### 7. 経費の節減合理化等の財政の健全化

経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減と合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図るよう留意する。

地方税について課税客体、課税標準等の的確な把握、滞納整理の着実な実施等により徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化や徴収率の向上を図るなど自主財源の確保に努める。

人件費、公債費をはじめとする義務的経費が増加するなど財政構造が悪化しつつあるが、現下の政策課題に対応した施策の重点的な推進に留意しつつ、行政改革大綱等を踏まえ、自主的かつ計画的に財政構造の改善を図る。

合併特例措置（財政支援）を活用し、後年度を見越した財政健全化のための基金を設ける。

貸借対照表を中心にした財務諸表による会計方式の導入で財政状況の的確な把握と行政の透明性を図る。

公用車を適正台数に整理し管理体制を見直す。

#### 8. 会館等の公共施設

会館等の公共施設については、広域的利用、需要の多い施設への転用、施設の改修等によって既存施設の有効利用を検討する。

公共施設の新築については、当該施設の機能や役割、運営方法、利用見込み、維持管理経費等から多面的な検討を加えつつ、その重点化を図る。

また、周辺地域の状況を勘案するとともに、他の施設との機能や役割分担を明確にし、広域的な観点からの調整を図る。

公共施設の管理運営については、サービスの向上と運営の効率化に留意しつつ、公共施設間の連携、管理委託、ボランティア等との協力関係の構築等を積極的に推進する。

公共施設の使用料は、基準を統一し見直しを行う。

#### 9. 公共工事

公共工事については、地域の実情や生活者の視点を勘案しつつ、「公共工事コスト縮減に関する行動計画」の策定によって、適切な設計単価、予定価格の設定、技術基準の見直し等を行うことにより、コスト縮減の徹底を図る。

公共工事の入札・契約手続の透明性とその運用について、透明性・客観性、

及び競争性の高いものへと改善に努めるとともに、指名競争入札に関する手続の公平性の確保、適切な入札方式の採用に努める。

公共工事の設計監理は大部分を外部に委ねている。今後、内部の技術力を高める方策を積極的に検討する。

## 別表 「事務事業の基本的評価基準」

行政改革の実効性を高めるためには、施策体系が相互に関連した機能を持っていることから、事務事業の評価において全ての行政分野を目標とするが、当面は公共事業を行政評価の重点的な対象とする。

### (1) 行政経費

評価項目	区分	評価基準
必要性	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢化・少子化等に伴い、事業対象者や利用者数の減少、又は対象者の状況が変化し、事業効果、効率性が低下したものは原則的に廃止又は縮小する。</li> <li>2. 事業対象者・利用者数の急増・激減、その他緊急的・臨時的措置として実施した事業で、その緊急性・必要性が低下したものは原則的に廃止又は縮小する。</li> <li>3. 国又は県等の他制度の改正によって、類似する効果を持つ措置が講じられることとなった事業は、原則的に廃止又は縮小する。</li> </ol>
有効性・効率性	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業効果について政策目標の達成度を指標によって示し、その指標が低い水準にとどまっているもののうち、事業の廃止による重大な支障がないものについては、原則として廃止する。</li> <li>2. 収支バランスが悪化している経営的事業については、原則的に民間委譲、若しくは廃止又は縮小する。</li> <li>3. 事務事業の執行について、コストの縮減に努める。</li> </ol>
公平性	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定された個人への給付については、関連する制度等との均衡を考慮しつつ、受益と負担の適正化を図る。</li> <li>2. 主として個人の資質向上を目的とした講座、セミナー等については、受益者負担を原則とする。</li> <li>3. 各種補助金の整理・合理化、負担の公平性に努める。</li> </ol>

### (2) 組織・機構

評価項目	区分	評価基準
本 庁	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 縦割り組織の弊害を是正するとともに、総合的な政策運営を図るため、組織機構の見直しを検討する。</li> <li>2. 本庁における政策の企画立案機能の重点化を図るため、支所への委譲や業務の民間委託等を検討する。</li> <li>3. 意志決定の迅速化と機動力の強化を図るため、業務執行方法の簡素化かつ効率化を図る。</li> </ol>
支 所	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域課題の解決のためには、地域との連携が不可欠であることから、企画立案及び総合調整機能の強化に努める。</li> <li>2. 身近な行政サービスを提供するため、事業の執行方法を見直し、支所への業務委譲について検討する。</li> <li>3. 総合的な行政サービスを提供するため、支所機能のあり方について検討する。</li> <li>4. 内部組織や業務の執行方法の簡素化かつ効率化を図る。</li> </ol>
付属機関	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱する委員が重複する事がないように委員会、審議会等の整理統合を図る。</li> <li>2. 男女共生社会の実現のため女性委員の登用に努める。</li> </ol>
危機管理体制の確立	政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 阪神淡路大震災を教訓として、住民の命と財産を守るための危機管理体制を充実させる。</li> </ol>

( 3 ) 定員・給与

評価項目	区分	評価基準
定員	政	1．事務事業、組織等の見直し、事務執行体制の効率化の推進により、事務量の増減等に応じた配置とする。 2．法令等による定めのある定員は、当該基準により配置する。 3．上記のほか経済の状況や雇用環境に配慮しつつ、別途検討する。
給与、手当	政	1．給与水準の適正化を図るとともに、級別職務分類表に適合させる。 2．諸手当について適正化を図るとともに、特殊勤務手当等については、支給対象、支給基準等を精査し、制度の趣旨に合致しないものについては廃止を含め抜本的な見直しを行う。

( 4 ) 公共施設

評価項目	区分	評価基準
必要性	政	1．建築後20年又は大規模改修後10年が経過するとともに、利用状況の改善の見込みがない施設は、統廃合を含め検討し適正配置に努める。 2．施設の利用が地域に限定されている施設については、地元管理を含めそのあり方を検討する。
公平性	政	1．施設使用料について、特別な場合を除いて施設間の統一を図る。

( 5 ) 単独投資的事業  
新規事業

評価項目	区分	評価基準
必要性	政	1．平成16年度までに実施しなければならない事業については、客観的な理由・指標等で明確にできないものは着手しない。 2．市民の要望が低い事業は着手しない。 3．関係地域からの要望であっても、地元関係者の合意形成が図れていない事業については着手しない。
有効性・効率性	政	1．投資効果の低い事業、後年度負担が過大となる事業など、費用負担に比べ効果が低い事業は着手しない。 2．採算性が重視される事業において、採算の見通しのたたない事業は着手しない。 3．施設整備において、類似する施設を活用する方が効果的かつ効率的な場合は新設しない。
環境との適合性	政	1．環境に重大な影響を与える事業について、環境への配慮が講じられない場合は計画に着手しない。
優先性	政	1．上記の基準に係わらず市民の生命と財産を守るために必要な事業、あるいは既存又は進行中の事業との関連性によって、相乗効果が期待できる事業については、その緊急度に応じて優先的に実施する。

継続事業

評価項目	区分	評価基準
必要性	政	1．長期間に及ぶ事業で、客観的な理由・指標等によって明確にできないものは事業の凍結、延期、計画変更等による事業の見直しを行う。 2．事業が停滞し、今後の見通しの立たないものは見直しを行う。
有効性・効率性	政	1．長期間に及ぶ事業については、継続しなければならないことを客観的な理由や指標等によって明確にできないものは、事業の凍結、延期、計画変更等による見直しを行う。 2．関係地域からの要望による事業であっても、事業の性格上、地元関係者の合意形成が図られていない事業において、客観的な理由や指標等によって明確にできないものは、事業の凍結、延期、計画変更等による見直しを行う。 3．採算性が重視される事業にあって、採算の見通しのつかない事業は見直しを行う。
環境との適合性	政	1．社会経済情勢の変化によって、環境に対する影響に重大な変化が生じた事業については、適切な環境への配慮を講じた上でなければ着手しない。
優先性	政	1．上記の基準に係わらず、事業の継続による効果と事業中止による損失を総合的に判断し、経済的に優位なものは継続する。 2．上記の基準に係わらず市民の生命と財産を守るために必要な事業、あるいは既存又は進行中の事業との関連性によって、相乗効果が期待できる事業については、その緊急度に応じて優先的に実施する。

(6) その他事務事業

評価項目	区分	評価基準
必要性	執	1．事務事業の執行について、責任分野を明確にするとともに、コストの縮減に努める。 2．事務の省力化をはかるためコスト比較のうえ、民間委託を進める。

別記 「事務事業の事業別評価」

次年度以降にわたって継続する施策に関する行政評価の方式は、事務事業の性格によって、記述方式や指標化などの方法を選択して評価することが適切であることから、指定する事業について行政評価の内容を事務事業の目的、事業実績、評価、改革・改善案などとして示すものとする。